平成２８年（フ）第９２１号
東京都国立市矢川３丁目１番地の３ヴェルドミール国立403
債務者　鍵山　恵実
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５８４１号
東京都荒川区南千住４丁目９－２－707
債務者　高橋登美子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０９号
東京都小平市津田町３丁目11番210号
債務者　三輪しおり
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５０号
東京都多摩市落合６丁目14番地の10コメット403
債務者　高橋　健右
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８９７号
東京都東村山市廻田町４丁目19番地廻田町４丁目アパート１－305
債務者　八島　美佳（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１６号
東京都福生市大字福生875番地20ピコーハイツ602号室
債務者　武田　千浪
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９４号
静岡市清水区船原２丁目５番地の６
債務者　村上　俊文
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３８号
静岡県藤枝市藤岡１丁目19番４号　市営住宅藤岡１号団地13号
債務者　袴田　智美
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６９号
静岡市駿河区富士見台２丁目３番34―20号
債務者　杉山　金平
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３３号
静岡県焼津市中新田1335番地の１　オーキッド101号室、旧住所静岡県焼津市大住252番地の１　プレジール方蘭102号室
債務者　羽山　和司
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９８号
東京都東久留米市大門町２丁目12番４－505号
債務者　野村　留美（旧姓竹花）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４８号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ312
債務者　大久保　勝
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５８号
北海道釧路郡釧路町光和５丁目25番地２
債務者　塩　かおり
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０６７号
横浜市緑区新治町704番地28
債務者　畑岡　康博
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６８号
横浜市緑区新治町704番地28
債務者　畑岡　多恵
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部